

岩城光英の永田町だより vol.319

節分も過ぎ、暦の上では春（立春）となりました。

先月26日に、天皇陛下のご臨席を仰ぎ、第189国会が召集されました。会期は6月24日までの150日となります。去る2月3日には平成26年度補正予算が成立いたしました。

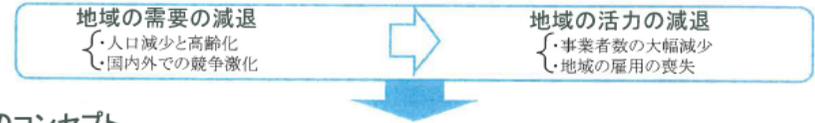
来月で、あの震災から四年が経ちます。今国会に、「東日本大震災の日に関する法律案」を提出することになります。①3月11日を東日本大震災の日とすること。②東日本大震災からの復興に資するとともに、大震災の犠牲を銘記し、大震災から得られた教訓の伝承を図り、国民の間に広く災害対策についての関心と理解を深め、もって災害対策の推進に寄与すること。③国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努める ④家庭・学校・職場、地域その他の様々な場において、国民が災害対策についての関心と理解を深めることができるよう、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、防災に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めること、となっております。

被災地の私達が解消しなければならないことの1つに、震災を風化させないこと、があります。

さて、今号では、中小企業・小規模事業者に関わる環境整備について、お知らせいたします。

地域での中小企業・小規模事業者の持続的な発展に向けた環境整備

●背景



●法案のコンセプト

地域の経済・雇用の担い手である中小企業・小規模事業者の持続的な発展のための環境整備

| | | |
|--|--|---|
| <p>A. 地域の需要の掘り起こし</p> <p>○域内での需要の起点となる中小企業の商品・サービスに対する域内外の需要を掘り起こす。</p> | <p>B. 地域での金融機能の強化</p> <p>○危機対応時における商工中金の機能強化・ガバナンス強化を図るとともに、地域の新たな経済・雇用の担い手たる特定非営利活動法人の資金調達を円滑化を図る。</p> | <p>C. 地域での経営の円滑な承継</p> <p>○遺留分特例の親族外承継への拡充や、親族内承継時の共済金の引上げなどの事業承継施策の充実を図る。</p> |
|--|--|---|

●措置事項の概要

| A. 中小企業需要創出法 | B. 商工中金・信用保険法 | C. 承継円滑化法 |
|--|---|--|
| <p>※臨時国会提出法案を再度提出</p> <p>(1)官公需法の改正 創業間もない中小企業の官公需への参入を促進するべく、新規中小企業者に対する国等の契約の基本方針の作成等の措置を講じる。</p> <p>(2)地域資源法の改正 「ふるさと名物」をテーマに消費者嗜好を捉えた商品開発・販路開拓を行うべく、地域産業資源活用支援事業計画の創設等の措置を講じる。</p> <p>(3)中小機構法の改正 上記措置を補完する情報提供業務の追加等。</p> | <p>(1)株式会社商工組合中央金庫法の改正 株式会社商工組合中央金庫が株式会社日本政策金融公庫法に基づく指定金融機関として引き続き危機対応業務が的確に行えるよう、所要の措置を講じる。</p> <p>(2)中小企業信用保険法の改正 現行法の中小企業者及び小規模企業者の定義規定に、新たに特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人を追加する等の措置を講じる。</p> | <p>(1)経営承継円滑化法の改正 後継者が親族外承継の場合においても、遺留分減殺請求権の対象財産から当該後継者が引き継いだ株式等を除外等する。また、後継者の定義規定を改正する等の措置を講じる。</p> <p>(2)小規模企業共済法の改正 親族内での事業承継や役員への退任に係る共済金の引上げを行うとともに、利便性向上のための申込金規定の削除等の措置を講じる。</p> <p>(3)中小機構法の改正 経営承継円滑化に関する助言業務の追加等。</p> |

「地域での中小企業・小規模事業者の持続的な発展に向けた環境整備について」

「小規模企業振興基本法」や、「小規模事業者持続化補助金」は、地方の商工業振興を目的として昨年成立・施行されました。次年度は、それを具体化するための施策に取り組むこととしております。地域の経済・雇用の担い手である中小企業・小規模事業者の持続的な発展のための環境を整備するためです。**A:**地域の需要の掘り起こしに「中小企業需要創出法」 **B:**地域での金融機能の強化に「商工中金・信用保険法」、**C:**地域での経営の円滑な承継に「承継円滑化法」の3法案が提出されることになっています。

「順調な来日観光客」

北野湘南

日本政府観光局によると2014年の来日観光客は、前年比29・4%増の1341万4千人と過去最高を記録した。安倍政権は、東京オリンピック・パラリンピックの開かれる2020年までに来日観光客を2500万人に増やすことを基本計画としているが、この達成に現実性が出てきたことになる。来日観光客の増加は、景気刺激になり中でも地方の景気を浮揚させるとされている。地方創生にも一役買いそうだ。

2014年1～2月の2ヶ月の来日観光客の数は80万～90万人台となっていたが、観光シーズンの幕開けとなる3月に105万人と100万人台の大台に乗ると4月は、123万1千人となった。その後は梅雨によるオフシーズンとされる6～7月も100万人台を維持した。12月も123万6千人と好調を維持し、3月以降は100万人を割る月は一度も無い過去に例の無い好調となった。この結果、14年としては当初の予想を大きく上回る人数となった。

国別では台湾が最も多く282万9千人。次いで韓国275万5千人、中国240万9千人とこの3か国で半数を上回る。中国からの観光客は13年が131万4千人であったから84%も伸びていることになる。13年は尖閣諸島の領有権を巡って日中が激しく対立したが、日中首脳会談が実現するなど雪解けムードも出ている。おまけに中国で観光ブームになり、安心・安全なだけでなく、中国のメディアが伝える(中国のメディアでは連日のように日本人を悪者とするドラマなど非難が繰り返されている)のとは逆に日本人は優しく、親切でありおまけに優良な家電製品が安く買えると人気スポットになりつつあることも影響しているとされる。

来日観光客が、順調に増加している最大の要因は円安が進み、日本への旅行が割安になったことや、LLC(割安航空会社)の運航便が増加していることが大きい。しかし、観光庁や政府観光局、民間企業が経済発展の続く、マレーシア、ベトナム、インドネシアなどの東南アジアだけでなく中国等でも来日観光客を呼び寄せるためのイベントを頻繁に開催するなど、一連の誘致策が功を奏するようになったことも大きな理由だ。関係者は、円安傾向が当面続くと見られることや、来日観光客の日本への評価も高いことから今年にはさらに増加させたいと強い意欲を示している。

観光庁の調査によれば来日観光客の日本での旅行消費額は、合計で1兆4167億円。1人あたり13万6600円と日本人の国内観光客をはるかに上回る。日本が07年に「観光立国」を宣言し来日観光客の増加を図ることにしたのは、このように経済効果が高いことからだ。だが、来日観光客を2000万人に引き上げるとした民主党時代には800万人台に止まり半分以下で推移した。来日観光客が、上昇するようになったのは安倍政権になってからであり、これもアベノミクスの効果の1つと云えよう。

問題なのは来日観光客の多くが、京都・奈良、富士山、日光など外国でも知られた有名観光地に集中していること。安倍政権の地方創生のなかでも観光による創生が取り上げられており、増加している来日観光客を如何にして地方まで足を延ばしてもらうかを工夫する必要がある。福島県は「観光立県」を旗印に観光の振興を図ってきた。全国的に知られた景勝地や歴史遺産も多い。また、国内でも有数の温泉地でもある。こうした地域の特性を利用して来日観光客を呼び寄せることも復興に役立つだろう。